

概要版

# 坂井市こども計画

令和7年度～11年度



## 1 計画策定の趣旨

坂井市では、平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく「坂井市次世代育成支援行動計画」を一体的に進める「坂井市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これまで取り組んできました。

国は、令和5年4月に「こども基本法」を施行し、また令和5年12月には、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども大綱」を閣議決定しました。

本市においては、「第2期坂井市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、子ども・子育て支援事業計画に子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、ひとり親家庭自立促進計画、母子保健を含む成育医療等に関する計画の内容を加え、一体的なものとして「坂井市こども計画」を策定します。

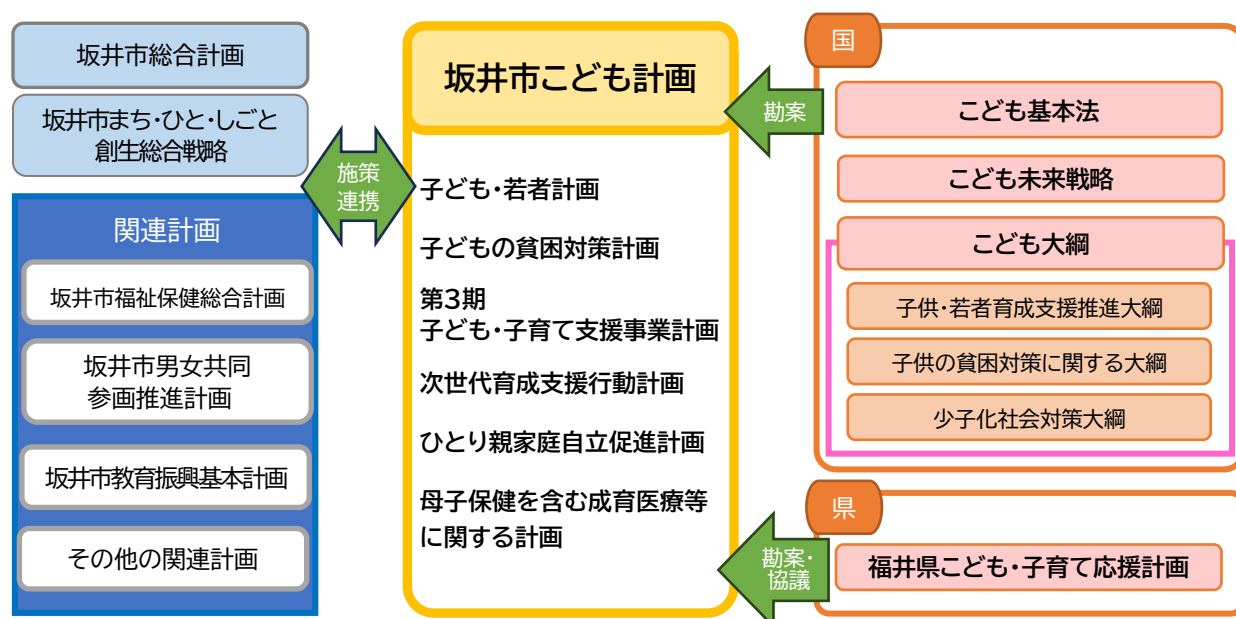
## 2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「坂井市総合計画」を上位計画とし、総合的な福祉の方策を示す「坂井市福祉保健総合計画」のもと、分野ごとに策定された関連する他計画との連携を図りながら策定しています。

また、本計画は、国のこども基本法及びこども大綱並びに福井県子ども・子育て応援計画を勘案し、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市における子ども・若者施策に関する事項を定める計画として策定するものです。

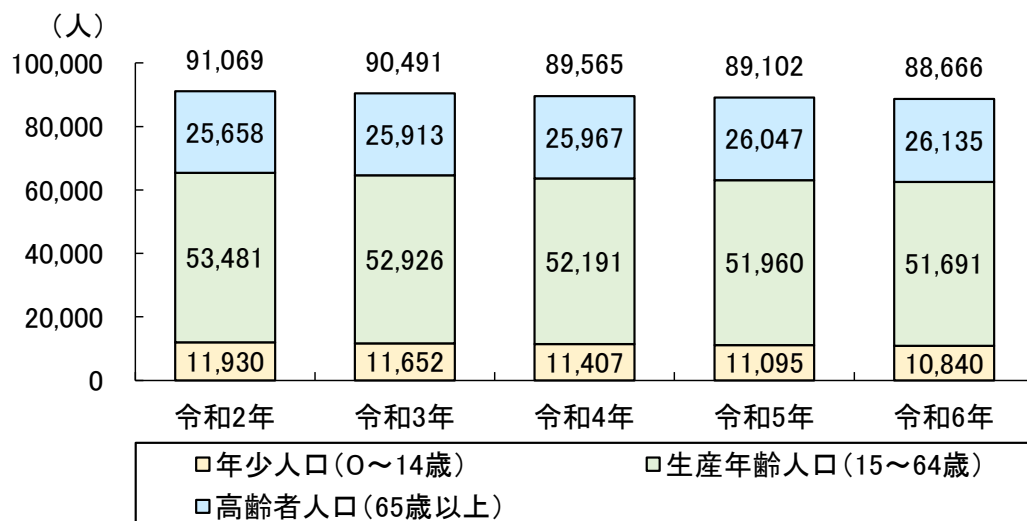


## 4 こども・若者や子育て家庭を取り巻く環境

### (1)人口の状況

人口の推移をみると、総人口は令和2年以降減少を続けており、令和4年以降は9万人を下回っています。年齢3区分別人口をみると、年少人口、生産年齢人口はともに令和2年以降減少傾向となっており、高齢者人口は増加傾向となっています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

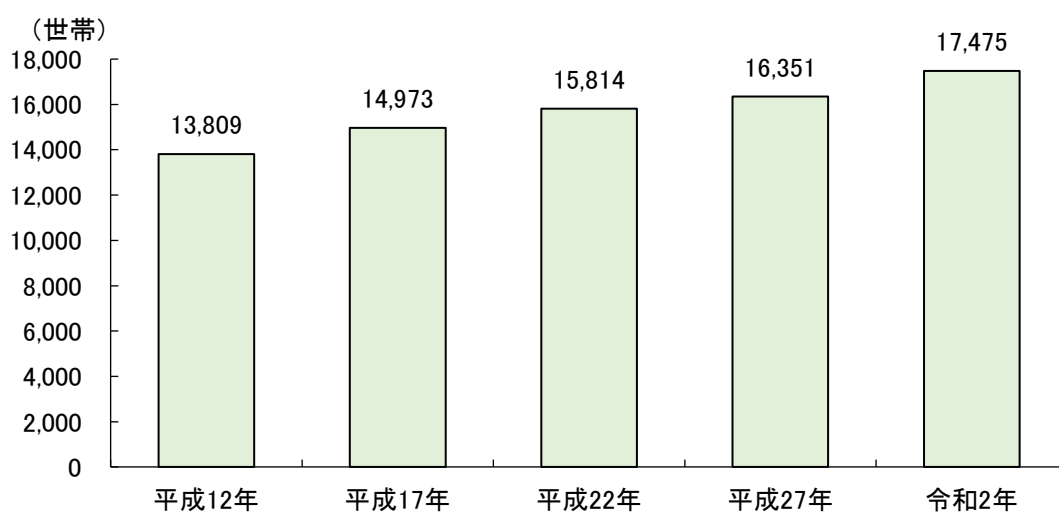


資料:住民基本台帳（各年4月1日現在）

### (2)世帯の状況

核家族世帯数の推移をみると、増加傾向となっており、令和2年には17,000世帯を上回り、平成12年以降の20年間で約1.3倍となっています。

■核家族世帯数の推移



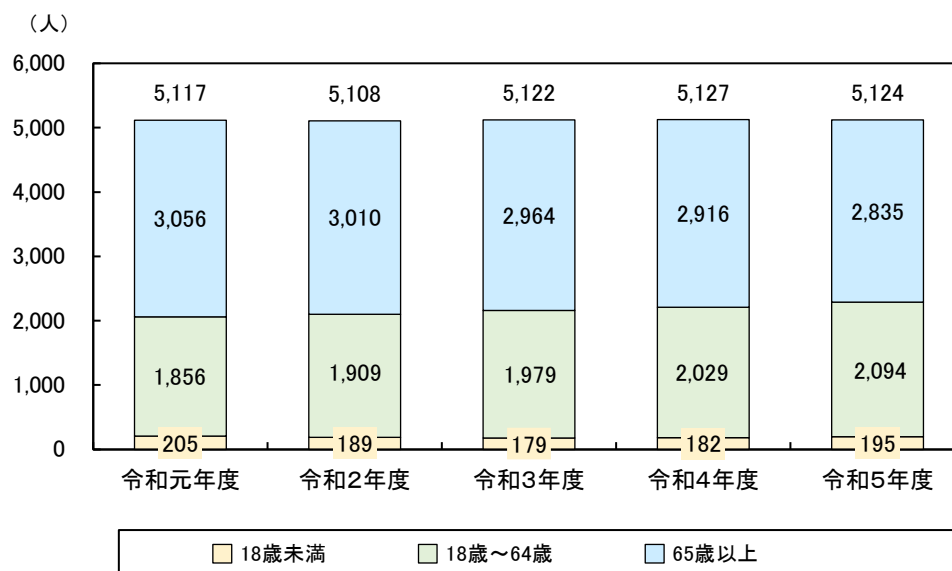
資料:国勢調査

### (3) 支援が必要なこども等の状況

障害者手帳所持者年齢区分別の推移をみると、全体では令和元年度以降5,100人台で推移しており、年齢別の「18歳未満」においては200人前後で推移しています。

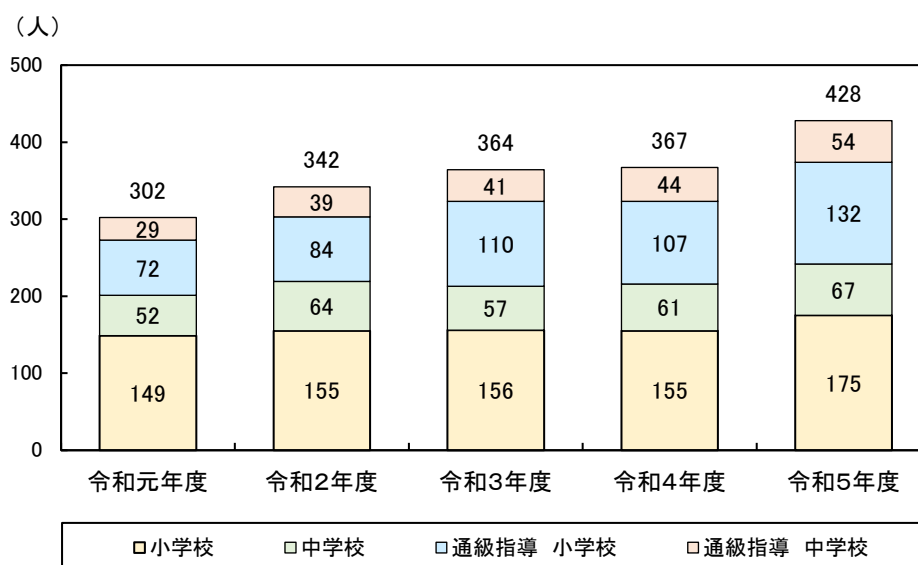
特別支援学級・通級指導の在籍者数の推移をみると、全体的に増加傾向となっており、中でも通級指導については小学校で令和元年度(72人)から令和5年度(132人)、中学校で令和元年度(29人)から令和5年度(54人)と、ともに2倍近く増加しています。

■障害者手帳所持者年齢区分別の推移



資料:社会福祉課(各年度3月末現在)

■特別支援学級の在籍者数の推移



資料:学校教育課(各年度3月末現在)

## 5 計画の基本理念

こども一人ひとりが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」に合わせることとし、その具現化を目指していきます。

基本理念

**笑顔が育つ  
笑顔が育てる  
こどもまんなか坂井**

## 6 基本目標

本計画は、3つの基本目標に基づき策定しました。

### 1 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち

すべてのこども・若者が自分らしい幸せを実現できる「こどもまんなか社会」を目指して、こども・若者を権利の主体とし、その人権を尊重する社会の構築を進めるとともに、最善の利益を享受できるよう、その個性や成長、ニーズに応じた支援の充実を図ります。

### 2 生まれる前からおとなになるまで、こども・若者が笑顔で育つまち

生活習慣や就労形態の変化等により、保護者のニーズも多様化する中、家庭の状況やライフスタイルに応じた子育てに向き合うとともに、ライフステージに応じた切れ目ない対応で、こども・若者の健やかな成長と自己実現を後押しするまちづくりを推進します。



### 3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、保護者や家庭を取り巻く状況は刻々と変化しており、課題の複合化・複雑化が進行しています。様々な分野において、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることにより、子育て当事者が安心してこどもを産み育てることができる環境づくりを推進します。



## 7 施策の体系

### 基本理念 笑顔が育つ 笑顔が育てる こどもまんなか坂井

| 基本目標                                 | 施策の方向性                                                                                                                                                                 | 施策の展開                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 誰一人取り残さず、<br>こども・若者が笑顔で育つまち        | <p>(1)こども・若者の権利保障と社会参画・意見表明の促進</p> <p>(2)こども・若者の居場所・活動・体験の充実</p> <p>(3)こども・若者の貧困対策</p> <p>(4)障がい児等への支援</p> <p>(5)配慮が必要なこども・若者への支援</p> <p>(6)こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり</p> | <p>① こども・若者の人権を守る環境づくり<br/>② こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくり</p> <p>① こども・若者の居場所の充実<br/>② 多様な遊びの体験や活躍できる機会づくり</p> <p>① 相談及び教育の支援<br/>② 生活の安定に向けた支援<br/>③ 保護者の就労支援と経済的支援</p> <p>① 相談支援及びインクルージョンの推進<br/>② 地域生活支援<br/>③ 経済的支援</p> <p>① 包括的な支援<br/>② 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援<br/>③ こども・若者の自殺対策</p> <p>① こども・若者を犯罪や災害から守る活動と支援<br/>② こども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり</p> |
| 2 生まれる前からおとなになるまで、<br>こども・若者が笑顔で育つまち | <p>(1)親と子が健やかに育つ支援の充実(誕生前～幼児期)</p> <p>(2)こどもが心身ともに健康に育つ環境づくり(学童期・思春期)</p> <p>(3)若者の自己実現と社会参加や結婚への支援の充実(青年期)</p>                                                        | <p>① 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期の保健・医療の充実<br/>② 乳幼児期の教育・保育</p> <p>① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等<br/>② 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育<br/>③ 心身の健康管理やいじめ防止・不登校等のこどもへの支援</p> <p>① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援<br/>② 結婚・出産を希望する人への支援</p>                                                                                                                          |
| 3 子育て家庭が、笑顔でこどもを<br>育てるまち            | <p>(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>(2)地域子育て支援、家庭教育支援体制の充実</p> <p>(3)男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育での推進</p> <p>(4)ひとり親家庭への支援</p>                                                   | <p>① 子育て世帯への経済的支援<br/>② 医療費等の負担軽減</p> <p>① 地域子育て支援、家庭教育支援<br/>② こども・若者・子育て当事者に関わる人材確保・育成・支援</p> <p>① 男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育での推進</p> <p>① ひとり親家庭への支援</p>                                                                                                                                                                                        |



## 8 基本施策の展開

### 基本目標 1 誰一人取り残さず、こども・若者が笑顔で育つまち

#### 施策の方向性

#### (1) こども・若者の権利保障と社会参画・意見表明の促進

令和5年4月に施行された「こども基本法」について広く情報発信を行うことにより、こども・若者が権利の主体であることを周知啓発し、こどもの権利についての理解を深める取組を推進します。

すべてのこども・若者が市政やまちづくりについて考え、意見を表明し、主体的な参加を促進するため、意見表明機会や社会的活動に参画する機会の確保に取り組みます。

#### 施策の展開

##### ① こども・若者の人権を守る環境づくり

###### 主な事業

- こども基本法等周知啓発
- 道徳教育・人権教育

##### ② こども・若者の社会参画・意見反映の仕組みづくり

###### 主な事業

- こども・若者の意見を聴取する仕組みづくり
- あわら坂井ふるさと創造推進協議会(アズAS☆)
- まちづくりカレッジ
- 市民活動応援助成事業



#### 施策の方向性

#### (2) こども・若者の居場所・活動・体験の充実

こども・若者がすべてのライフステージにおいて、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるよう、居場所づくりとこども・若者が、一人ひとり異なる長所を伸ばし、活躍できる機会づくりに努めます。

#### 施策の展開

##### ① こども・若者の居場所の充実

###### 主な事業

- コミュニティセンター開放
- こどもまんなか公園づくり整備事業
- 子どもの遊び場整備・管理運営事業

##### ② 多様な遊びの体験や活躍できる機会づくり

###### 主な事業

- 探究学習アドバイザー
- 国際交流推進事業
- 赤ちゃん抱っこ体験学習
- まちづくりスクール

## 施策の方向性

### (3) こども・若者の貧困対策

こどもがその生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持って、健やかに成長していくことができるよう、子育て家庭への経済的な負担軽減や、就労支援、学習支援、相談支援等、様々な分野の施策を横断的かつ重層的に活用することで、こども・若者の貧困対策を総合的に取り組みます。

#### 施策の展開

##### ① 相談及び教育の支援

###### 主な事業

- こども食堂の運営助成
- 子どもの学習支援事業
- 自立促進サポート事業(生活困窮者自立支援事業)

##### ② 生活の安定に向けた支援

###### 主な事業

- 家計改善事業(生活困窮者自立支援事業)
- 住宅要配慮者相談支援事業

##### ③ 保護者の就労支援と経済的支援

###### 主な事業

- 児童・生徒就学援助事業
- 就労準備支援事業(生活困窮者自立支援事業)



## 施策の方向性

### (4) 障がい児等への支援

障がいの有無に関わらず、安心してともに暮らすことのできる地域づくりを進めるため、支援体制の強化や教育・保育体制の整備とインクルーシブ教育・保育の実践、障がいや発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加(インクルージョン)の推進に取り組みます。

#### 施策の展開

##### ① 相談支援及びインクルージョンの推進

###### 主な事業

- 発達相談(ひまわり相談)
- 地域障害児支援体制強化事業
- 気になる子のフォロー体制の充実
- 学校における医療支援体制の充実

##### ② 地域生活支援

###### 主な事業

- 保育カウンセラー事業
- 放課後等デイサービス
- 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築
- 児童発達支援

##### ③ 経済的支援

###### 主な事業

- 重度障害者(児)医療費助成事業
- 特別支援教育就学奨励費事業



## 施策の方向性

### (5) 配慮が必要な子ども・若者への支援

社会的養護が必要な子ども・若者が安心して生活できるよう適切な支援を行う必要があります。相談内容も複雑化・多様化しているため、保健、医療、福祉、保育、教育等、関係機関等と連携し、相談機関の体制や専門性の充実を図ります。

#### 施策の展開

##### ① 包括的な支援

###### 主な事業

- 多機関協働事業(健康福祉部内)
- こども家庭センターにおける相談支援

##### ② 児童虐待防止とヤングケアラーへの支援

###### 主な事業

- 要保護児童対策地域協議会の運営
- ヤングケアラーを把握する取組・理解促進
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業



##### ③ 子ども・若者の自殺対策

###### 主な事業

- 自殺対策を支える人材の育成
- ストレスチェック

## 施策の方向性

### (6) 子ども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

子ども・若者が安全・安心に暮らすことができるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めるとともに、昨今増加しているインターネット犯罪に対し、その危険性を理解し正しく利用できるよう、情報リテラシーの習得や保護者等に対する啓発等を促進し、安全・安心にインターネットを利用できる環境整備を推進します。

#### 施策の展開

##### ① 子ども・若者を犯罪や災害から守る活動と支援

###### 主な事業

- 情報モラル教育の実施
- 防災アプリ等による防災・防犯情報の発信
- 児童・生徒の SOS の出し方に関する教育



##### ② 子ども・若者が安全・安心に暮らせる環境づくり

###### 主な事業

- 地域交通対策事業
- 危険ブロック塀除却支援事業

## 基本目標 2 生まれる前からおとなになるまで、こども・若者が笑顔で育つまち

### 施策の方向性

#### (1) 親と子が健やかに育つ支援の充実(誕生前～幼児期)

母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素です。妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、出産前からの各種健診を通じて母子の健康状態の把握と疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。また、各種相談・教室等を通じ、こどもの発達段階に応じた育児に関する知識・技術の習得を支援することによる、切れ目のないこどもの健康づくりを促進します。

更に、こどもの成長と遊びの充実を図るため、まちの資源を活用するとともに、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。

### 施策の展開

#### ① 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期の保健・医療の充実

##### 主な事業

- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 両親学級
- 乳児全戸訪問(新生児・産婦訪問指導)

#### ② 乳幼児期の教育・保育

##### 主な事業

- 保育園等の運営
- 誰でも保育通園事業
- 保育士の確保
- 保育施設環境整備事業

### 施策の方向性

#### (2) こどもが心身ともに健康に育つ環境づくり(学童期・思春期)

こども・若者が学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、質の高い公教育を推進するとともに、様々な不安や悩み事に関する早期支援体制の充実を図ります。

### 施策の展開

#### ① こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

##### 主な事業

- プログラミング教育
- 学校 ICT 環境整備
- 屋内運動場空調設置事業
- 文化芸術による子どもの育成事業

#### ② 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

##### 主な事業

- 思春期教室
- 高校生健康講座
- 情報モラル教育の実施
- 政治と選挙に関心を深める機会

#### ③ 心身の健康管理やいじめ防止・不登校等のこどもへの支援

##### 主な事業

- 心の健康観察
- SakAI ルーム(サカイルーム)
- 児童育成支援拠点事業

若者を対象とした事業や取組を実施し、社会づくりに参画できる機会の確保に努め、若者の自己実現と社会参加を支援します。また、恋愛や結婚への関心を高める事業や、安心して結婚できるように新婚世帯を対象に経済支援を行います。

### 施策の展開

#### ① 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための支援

##### 主な事業

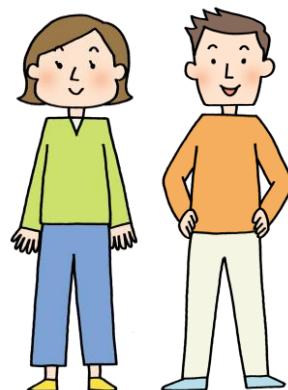
- 企業説明会
- 人材育成支援事業
- 定住促進奨学金返還支援制度



#### ② 結婚・出産を希望する人への支援

##### 主な事業

- 結婚サポート事業(機運の醸成)
- 結婚サポート事業(出会い)
- 結婚サポート事業(結婚生活)
- 不妊治療費の助成



## 基本目標 3 子育て家庭が、笑顔でこどもを育てるまち

### 施策の方向性

#### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育て家庭が笑顔でこどもを産み育てられるよう各種手当・助成制度の周知及び適正な支給を図り、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

### 施策の展開

#### ① 子育て世帯への経済的支援

##### 主な事業

- 児童手当支給事業
- 妊婦のための支援給付事業
- 子育てすくすく支援商品券支給事業
- 保育料の無償化

#### ② 医療費等の負担軽減

##### 主な事業

- 妊産婦健診・乳児健診の助成
- 子ども医療費助成事業
- 任意予防接種の助成



### 施策の方向性

#### (2) 地域子育て支援、家庭教育支援体制の充実

育児の悩みや不安を抱える子育て家庭が、社会や地域で孤立しないよう地域全体でこどもや子育て家庭への理解を促し、それぞれが協調しながら支援に積極的に関わっていく環境づくりに努めるとともに、相談、支援体制等の拡充を図ります。

### 施策の展開

#### ① 地域子育て支援、家庭教育支援

##### 主な事業

- こども家庭センターにおける相談支援
- 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)
- 地域子育て相談機関の整備
- 一時預かり事業(すみずみ子育てサポート事業)



#### ② こども・若者・子育て当事者に関わる人材確保・育成・支援

##### 主な事業

- こどもソーシャルワーカーの配置
- 保育アドバイザー支援事業
- 保育士の資質の向上
- 心の家庭教育支援事業

## 施策の方向性

### (3) 男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育ての推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる職場環境づくりなど、企業の取組を促進するとともに、社会全体の意識醸成を図るため、働き方への意識啓発を行います。

また、男性の家事・子育てへの参画の意識改革を推進するとともに、関係機関や企業等と連携し、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

## 施策の展開

### ① 男女ともに働きやすい環境の整備と共働き・共育ての推進

#### 主な事業

- 男女共同参画啓発事業
- 男性の家事・育児参画推進
- 育児・介護休業制度の周知啓発



## 施策の方向性

### (4) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう、様々な側面から支援の充実を図ります。

## 施策の展開

### ① ひとり親家庭への支援

#### 主な事業

- |                  |                    |
|------------------|--------------------|
| ● 母子・父子相談事業      | ● ひとり親家庭等への医療費助成事業 |
| ● ひとり親家庭児童学習支援事業 | ● 高等職業訓練促進給付金等支給事業 |



## 9 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の確保の内容

### 教育・保育事業

教育・保育事業は、主に子どもたちが平日の昼間に利用する事業です。子ども・子育て支援新制度のもとでは、こどもの年齢と、保護者の就労状況等からみる保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。

| 認定区分 | 対象者            | 提供施設   |     |        |       |
|------|----------------|--------|-----|--------|-------|
| 1号認定 | 3～5歳（教育のみ）     | 幼稚園    | 幼保園 | 認定こども園 |       |
| 2号認定 | 3～5歳（保育の必要性あり） | 保育所(園) | 幼保園 | 認定こども園 |       |
| 3号認定 | 0～2歳（保育の必要性あり） | 保育所(園) | 幼保園 | 認定こども園 | 地域型保育 |

| 事業の種類     | 確保の内容 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 1号認定・2号認定 | 人     | 2,335 | 2,335 | 2,335 | 2,335  | 2,335  |
| 3号認定      | 人     | 1,363 | 1,363 | 1,363 | 1,363  | 1,363  |

### 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、国が示す基本指針や、量の見込みの算出等のための手引きに基づき、令和5年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保の内容を定めます。

| 事業の種類                   |                | 確保の内容     | 令和7年度  | 令和8年度  | 令和9年度  | 令和10年度 | 令和11年度 |
|-------------------------|----------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者支援事業                 | 基本型(地域子育て相談機関) | か所数       | 0      | 0      | 2      | 2      | 4      |
|                         | こども家庭センター型     | か所数       | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
|                         | 妊婦等包括相談支援事業型   | 回         | 1,572  | 1,560  | 1,548  | 1,530  | 1,521  |
| 延長保育事業(時間外保育事業)         |                | 実利用人数     | 1,244  | 1,207  | 1,170  | 1,135  | 1,101  |
| 多様な事業者の参入促進・能力活用事業      |                | 実利用人数     | 4      | 4      | 4      | 4      | 4      |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)   |                | 実利用人数     | 2,200  | 2,200  | 2,200  | 2,200  | 2,200  |
| 子育て短期支援事業               | ショートステイ        | 延べ利用人数・日数 | 19     | 18     | 18     | 18     | 17     |
|                         | トワイライトステイ      | 延べ利用人数・日数 | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 乳児家庭全戸訪問事業              |                | 実利用人数     | 535    | 531    | 527    | 521    | 517    |
| 養育支援訪問事業                |                | 延べ利用人数    | 40     | 39     | 38     | 37     | 37     |
| 子育て世帯訪問支援事業             |                | 世帯        | 8      | 8      | 10     | 10     | 10     |
| 児童育成支援拠点事業              |                | 対象児童数     | 20     | 20     | 20     | 20     | 20     |
| 親子関係形成支援事業              |                | 対象児童数     | 6      | 12     | 12     | 12     | 12     |
| 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等) |                | 延べ利用人数・回数 | 33,788 | 34,352 | 33,321 | 32,321 | 31,351 |
| 一時預かり事業                 | 幼稚園型           | 延べ利用人数・日数 | 9,616  | 9,136  | 8,679  | 8,245  | 7,832  |
|                         | 幼稚園型除く         | 延べ利用人数・日数 | 2,715  | 2,691  | 2,668  | 2,636  | 2,605  |
| 病児・病後児保育事業              |                | 延べ利用人数・日数 | 3,266  | 3,168  | 3,073  | 2,981  | 2,891  |
| こども誰でも通園制度              |                | 実利用人数     | 120    | 120    | 120    | 120    | 120    |
| 妊婦健診事業                  |                | 延べ利用回数    | 7,336  | 7,280  | 7,224  | 7,140  | 7,098  |
| 産後ケア事業                  |                | 延べ利用人数・日数 | 490    | 508    | 538    | 558    | 588    |

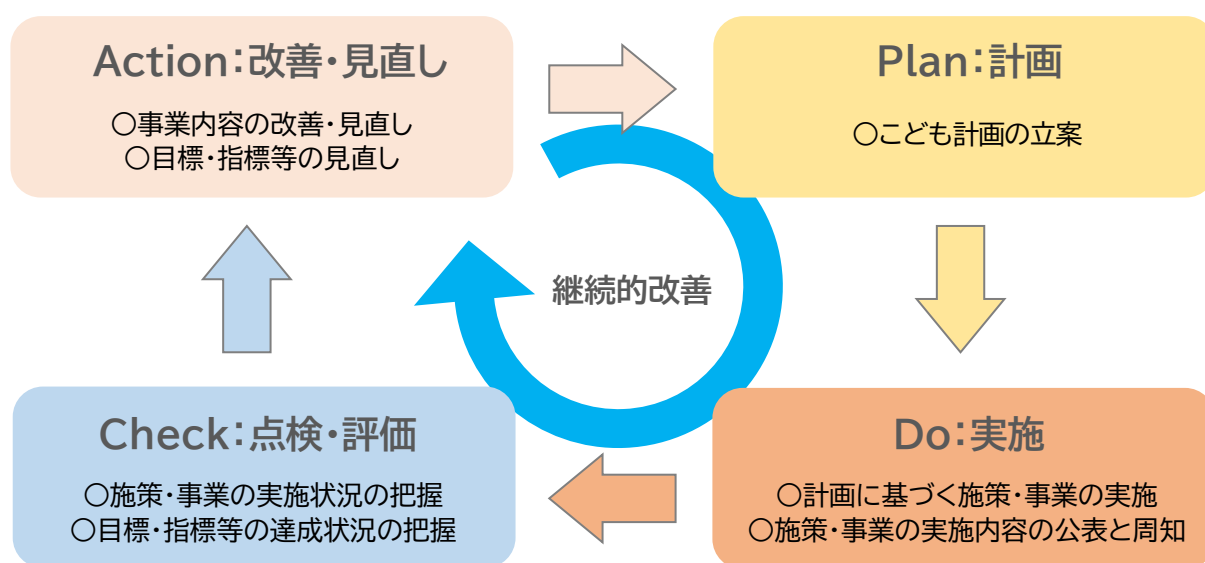


## 10 進捗を計る主な指標

| 指標                           | 現状値(令和5年度) | 目標値(令和11年度) |
|------------------------------|------------|-------------|
| 「自分には自分らしさというものがある」と思うこどもの割合 | －          | 90%         |
| 「今の自分が好きだ」と思うこどもの割合          | －          | 70%         |
| 安心できる場所の数が1つ以上あるこどもの割合       | －          | 100%        |
| 「生活に満足している」と思うこどもの割合         | －          | 70%         |
| 妊娠11週までの妊娠届出者の割合             | 95.8%      | ↗           |
| 産後ケア事業利用率                    | 4.6%       | 40%         |
| 保育所待機児童数                     | 0人         | 0人          |
| 放課後児童クラブ待機児童数                | 0人         | 0人          |
| 出生数                          | 543        | ↗           |
| 子育て支援策の総合的な満足度               |            |             |
| ① 就学前児童の保護者                  | ① 61%      | ↗           |
| ② 小学生児童の保護者                  | ② 63%      | ↗           |
| 子育てに関して相談できる人(場所)がいる(ある)人の割合 |            |             |
| ① 生後4か月未満児の保護者               | ① －        | 100%        |
| ② 就学前児童の保護者                  | ② 92.3%    | ↗           |
| ③ 小学生児童の保護者                  | ③ 87.0%    | ↗           |
| 18歳未満の子がいる子育て世帯の転入率          | 9%         | 15%         |
| 「イクボス宣言企業」の男性の育児休暇取得率        | 68.6%      | 85%         |

## 11 計画の推進

各種施策及び本計画の推進にあたっては、実効性を高めるため、PDCAサイクルを活用し、毎年度坂井市子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けます。また、こどもや子育て当事者にアンケート調査等による意見聴取を実施するなど、総合的かつ計画的に、推進に向けて取り組んでいきます。





## 坂井市こども計画(概要版)

令和7年3月

編集・発行: 福井県坂井市 健康福祉部 子ども福祉課

〒919-0592 福井県坂井市坂井町下新庄1-1

TEL: 0776-50-3042 FAX: 0776-68-0324

ホームページアドレス: <http://www.city.fukui-sakai.lg.jp>